

海田市駐屯地におけるオープンカウンター方式による見積依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続が必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提とした見積依頼であり、有効な見積書をもって申込みをした者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格の見積書をもって申込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連 番号	件名	納入(履行) 場所	納期 (履行期限)	見積依頼書 公表日	見積書 提出期限	見積合わせの 日時	防衛省競争 参加資格	備考
251	原村(R7)枯木伐採	陸上自衛隊原村演習場	8.3.31	7.12.19	7.12.26 09時00分	7.12.26 09時00分	無し	市価調査書期限 7.12.25 12時00分
	以下余白							

- 4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先
〒736-0053
住所: 広島県安芸郡海田町寿町2-1
契約機関名(担当): 陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)
電話番号(内線): 082-822-3101(内2343)
FAX番号: 082-823-4226

※中部方面会計隊ホームページ (<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>) の実施要領を確認の上、お問い合わせください。

令和 7 年 12 月 19 日

市場価格調査書

件名リスト一連番号	251
-----------	-----

¥

総品目総額

(消費税及び地方税を含まない。)

品名	規格	単位	数量	単価	金額
原村(R7)枯木伐採	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊原村演習場	納期	8.3.31		
契約保証金	免除	見積書有効期間			

本件に際しまして、広く市場価格調査を実施し、適切な価格の把握に努めるため、各取引業者の方々にご協力を頂いております。上記の市場価格調査表に金額をご記入の上、FAXでご返信お願いします。

FAX:082-823-4226

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代 表 者 名

印

見 積 書

件名リストー連番号	251
-----------	-----

¥

総品目総額

(消費税及び地方税を含まない。)

品 名	規格	単位	数量	単価	金額
原村(R7)枯木伐採	仕様書のとおり	ST	1		
	以下余白				
納入場所	陸上自衛隊原村演習場	納期	8.3.31		
契約保証金	免除	見積書有効期間			

上記に関して「入札及び契約心得」、「オープンカウンター方式実施要項」及び「標準契約書等」の契約条項等を承諾のうえ入札見積いたします。また、当社(私(個人の場合)、当団体(団体の場合))は「入札及び契約心得」に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。

令和 年 月 日

分任契約担当官
陸上自衛隊海田市駐屯地
第350会計隊長 松尾 文親 殿

担当:陸上自衛隊海田市駐屯地第350会計隊 桐山(きりやま)

住 所
会 社 名
代 表 者 名

㊞

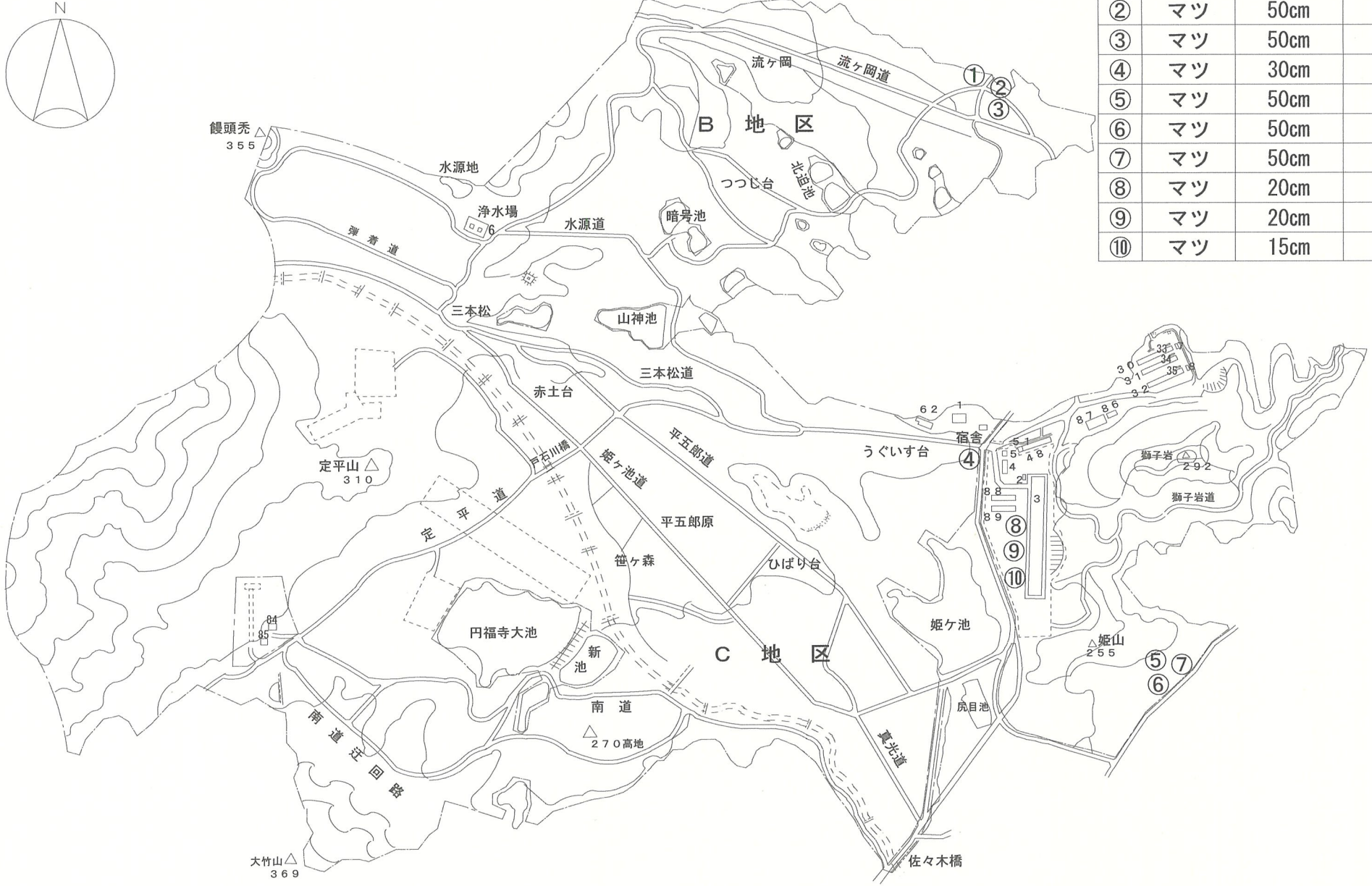
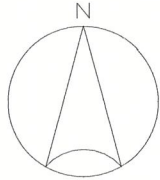
陸上自衛隊仕様書

物品番号		仕様書番号	1 / 3
役務名称	原村 (R 7) 枯木伐採	承認年月日	令和 年 月 日
		作成年月日	令和 7年12月10日
		変更年月日	令和 年 月 日
		作成部隊等	海田市駐屯地業務隊
1 役務場所 広島県東広島市八本松町原 (陸上自衛隊原村演習場)			
2 役務期間 契約締結日から令和8年3月31日			
3 役務概要			
種別	概要	数量	備考
樹木伐採	1 枯木伐採 (高木)	10本	細部伐採樹木数量・規格表 (図面) 参照
	2 伐採樹木 (幹・枝・葉) 破碎・積込	1式	
	3 伐採樹木運搬・処分	1式	
4 一般事項			
(1) 本役務は、本仕様書及び公共工事共通仕様書並びに係官の指示に基づき安全かつ誠実に実施すること。			
(2) 本役務により既設の部分・機器等に破損を与えた場合は、直ちに係官に報告するとともに請負者の責任において速やかに原形に復旧すること。			
(3) 作業場所及びその周辺での風紀・衛生・盗難・火気等については十分注意を払い、また常に整理整頓を行うと共に事故防止に努めること。(駐屯地内は全面禁煙です。)			
(4) 作業による車両、作業員、器材の出入等のため本作業場所及び周辺施設へ支障をきたすことのないよう十分に配慮するとともに係官と調整しその指示に従うこと。			
(5) 作業記録写真は着手前から完了までの各作業状況 (着手前、点検中、完了) 及び係官の指示した事項について、カラー撮影し、工事用アルバム (A4版) に整理のうえ提出すること。			
(6) 請負者は、作業実施に先立ち係官と調整のうえ、工程表を作成し、速やかに提出すること。			
(7) 関係書類は、部隊側から指示されたものを速やかに提出すること。			
(8) 作業に使用する電気・ガス・水道等は業者の負担とする。			
(9) 本作業において疑義が生じた場合は、係官に報告しその指示に従うものとする。			
5 特記事項			
(1) 作業従事者は身体を保護するため、防塵眼鏡、前掛、レガース、ヘルメット、安全靴等を着用し、怪我の防止に努めること。			

役務件名	原村（R 7）枯木伐採	仕様書番号	2 / 3
<p>(2) 動力式切断機（チェーンソー等）を用いた樹木伐採作業は、労働安全衛生法の規定により、特別教育及び安全衛生教育の修了者が行うこと。</p> <p>(3) 高所作業車を用いた作業は、高所作業車運転技能講習を修了した者と規定されているので、業務従事においては修了者で行うこと。</p> <p>(4) 高所作業車の作業床では安全帯を手すり等に掛け、定格荷重及び定員内で作業すること。</p> <p>(5) 高所作業車での作業は、堅固な地盤にアウトリガーを最大に張り出し、水平を確保して作業すること。</p> <p>(6) 高所作業車での短い移動時でもブーム、アウトリガーは必ず完全に格納した状態で移動すること。</p> <p>(7) 重機を使用する場合は、規定の免許等取得者が行うこと。</p> <p>(8) 安全管理、官側との調整は請負者または請負業者正社員が責任をもって行うこと。</p> <p>(9) 伐採木・枝等は請負者の責任において産業廃棄物または一般廃棄物として処分を行い、マニフェストE票（写し）または計量証明等の写しを官側に提出すること。 また、処分前に廃棄物の委託契約書（写し）を官側に提出すること。</p>			
<p>6 検査</p>			
<p>本作業は、伐採終了後、関係書類提出時に検査官の検査を実施し、合格をもって完了とする。</p>			

伐採樹木概要

	樹種	幹直径	樹高
①	マツ	50cm	10m
②	マツ	50cm	10m
③	マツ	50cm	10m
④	マツ	30cm	12m
⑤	マツ	50cm	15m
⑥	マツ	50cm	15m
⑦	マツ	50cm </td <td>15m</td>	15m
⑧	マツ	20cm	12m
⑨	マツ	20cm	12m
⑩	マツ	15cm	12m



雲龍山
△
426

定平山 △
310

大竹山 △
369

饅頭髯
355

姫山 △
255